

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年6月2日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
理事（水産大学校代表）荒井 修亮

## 1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 練習船耕洋丸船舶局及び船舶地球局定期検査 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和3年8月31日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和1・2・3年度度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「建物管理等各種保守管理」又は「船舶整備」で「A」、「B」、「C」又は「D」のいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。  
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## 3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

### ① 直接交付

山口県下関市永田本町二丁目7番1号  
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校  
校務部会計課用度係  
電話 083-227-3825  
FAX 083-264-2080

### ② 宅配便着払いによる交付

任意書式に「練習船耕洋丸船舶局及び船舶地球局定期検査一式 入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

### ③ メールによる交付

任意書式に「練習船耕洋丸船舶局及び船舶地球局定期検査一式 入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

## 4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和3年6月11日までに上記3. あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

## 5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 令和3年6月18日 11時00分  
山口県下関市永田本町二丁目7番1号  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産大学校 本館第一会議室A
- (2) 郵便による入札書の  
受領期限及び提出場所 令和3年6月17日 17時00分  
3. ①に同じ。

## 6. その他

- (1) 契約手続きにおいて  
使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

## 7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先  
次の①及び②いずれにも該当する契約先  
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等<sup>※注1</sup>として再就職していること  
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること<sup>※注2</sup>  
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
- ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
- ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報  
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。  
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名  
② 当機構との間の取引高  
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上  
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報  
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）  
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日  
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）
- (5) その他  
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

#### 8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：[http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 業 務 仕 様 書

1. 件 名 練習船耕洋丸船舶局及び船舶地球局無線定期検査
2. 業務目的 本業務は、電波法第 73 条に基づく船舶局及び船舶地球局定期検査受検のため無線設備の整備点検、各測定機器の較正並びに申請手続き等の当該検査準備を行い、同検査に合格させる。  
また、運輸局の船体検査に必要な GMDSS 設備について整備記録を作成し提出することを目的とする。
3. 履行場所 下関港 26 号岸壁  
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校 耕洋丸
4. 履行期限 令和 3 年 8 月 31 日
5. 業務内容  
別紙、「耕洋丸無線検査対象機器リスト」に基づき以下の項目を実施する。
  - (1) 船舶局及び船舶地球局の無線検査に伴う無線設備の登録点検を実施する。  
登録点検に基づき無線設備に備え付けの各種法定図書や書類、選任されている無線従事者の免許証の確認を行う。  
無線設備の電気的特性の点検を実施し、総合試験（実通試験）を行い試験成績表、整備記録を作成する。  
GMDSS 設備等整備記録を作成する。3 部（検査官提出用・造船所用・本船控え）  
無線設備の点検結果に基づいて点検結果通知書の作成、中国総合通信局長に対し無線設備等の点検実施報告を行い無線局定期検査に合格させる。
  - (2) 既存の無線設備の一部を撤去する。  
無線局変更申請について、別紙、「耕洋丸無線検査対象機器リスト」に記載の無線設備を撤去し廃棄処分を行う。  
ただし、ラック内に装備している機器については、電波を発射することができない様な措置を施し、現状のまま保管しておく。  
空中線の取扱いについては別紙、「耕洋丸無線検査対象機器リスト」の「6. 無線機器撤去に伴う一般工事作業内容」に基づき実施し、空中線の撤去後は、端末の防水処理を確実に行う。  
廃棄処分については、当校の事務手続きを経てからの処分とする。
  - (3) GPS ブイ装置動作確認テスト  
GPS ブイ装置 2 式については、船上若しくは岸壁において船橋設置の専用送受信機からの送受信テストを実施し、GPS ブイからの位置情報が正常に受信できることを確認する。

#### (4) 測定機器の校正

電波法第 102 条の 18 第 1 項の規定に基づく測定器の校正を行い、校正完了通知書を提出する。

対象測定機器：周波数測定器、高周波電力計

\*GMDSS 対応義務船舶局

無線設備の保守用件 設備の二重化及び船上保守

航行区域 A1、A2 及び A3 水域

#### 6. その他

- (1) 本仕様書に記載のない場合でも、電波法その他の法令に定められている事項または、当然必要とされる事項についてはこれを行う。
- (2) 不良部品の交換については、本船支給とする。
- (3) 履行上の事故防止、防火及び保安に関しては万全の処置を講ずる。
- (4) 当該作業で発生し不要になった廃棄物は処分する。
- (5) 詳細については、担当職員（耕洋丸通信長）の指示に従い完全に履行するものとする。

## (別紙) 2021年度耕洋丸無線検査対象機器リスト

No.	品名	型式	数量	摘要
1. 耕洋丸船舶局無線定期検査対象装置				
①	MF/HF400W無線機通信装置	FS-5000	1台	
②	狭帯域直接印刷電信装置	DP-6	1台	
③	国際VHF無線電話装置	FM-8800D	2台	
④	国際船舶自動識別装置	FA-150	1台	
⑤	GPSブイ専用送受信機 (ブイ2台含む)	THR-500	1式	動作確認テストを実施する
⑥	27MHzDSB無線通信装置	DR-82	1台	
⑦	全波受信機	RV-128G	2台	
⑧	ナブテックス受信機	NX-700A	1台	
⑨	日本語ナブテックス受信機	NX-600	1台	
⑩	双方向無線電話装置	FM-8	3台	
⑪	航海用レーダー	FAR-3320-24CF	1台	
⑫	航海用レーダー	FCR-2837S-30AF	1台	
⑬	衛星非常用位置指示無線標識	TEB-700	1台	
⑭	搜索救助用レーダートランスポンダ	TBR-600	2台	
⑮	衛星無線航法装置	GP-150	2台	
⑯	船上無線通信装置	HX600UJFIS	4台	
2. 耕洋丸船舶地球局無線定期検査対象装置				
①	インマルサットC	FELCOM15	1台	
②	インマルサットミニC	FELCOM16	1台	
3. 耕洋丸GMDSS航海用具整備 (JG) 対象装置				
①	MF/HF DSC		1台	
②	MF/HF DSC聴守受信機		1台	
③	国際VHF DSC		2台	
④	国際VHF DSC聴守受信機		2台	

No.	品名	型式	数量	摘要
⑤	EGC受信機(FELCOM15内蔵)		1台	
⑥	ナブテックス受信機		2台	
⑦	レーダー(ARPA付)		2台	
⑧	国際船舶自動識別装置		1台	
4. 耕洋丸測定機器較正対象装置				
①	周波数測定器	SC-7205	1台	
②	高周波電力計	WM-1	1台	
5. 耕洋丸無線局変更申請対象装置(機器撤去)				
①	No. 2MF/HF400W無線機通信装置	FS-5000	1台	No. 2装置撤去 製造番号2508-2728
②	No. 2狭帯域直接印刷電信装置	DP-6	1台	No. 2装置撤去 製造番号3503-4787
③	No. 2MF/HF DSC/DSC聴守受信機	DSC-60	1台	No. 2装置撤去 製造番号3516-4673
④	無線方位測定機	TD-C358	1台	利用しないため廃止 図面より撤去
⑤	ファクシミリ受信機	FAX-215	2台	機器廃棄処分 利用しないため廃止
⑥	地上無線航法装置(ロランC)	JNA-761	1台	機器廃棄処分
⑦	船上通信装置(親機)	GX5403(FA)	1台	旧スプリアス規格のため廃局
⑧	船上通信装置(子機)充電台含む	HX381UFA2S2	6台	旧スプリアス規格のため廃局

## 6. 無線機器撤去に伴う一般工事作業内容

No.	品名	型式	数量	空中線及び無線機器の措置(状態)
①	No. 2MF/HF400W無線機通信装置	FS-5000	1台	No. 1送受信装置と共用 送信ラック装備
②	No. 2狭帯域直接印刷電信装置	DP-6	1台	無線通信卓ラック装備
③	No. 2MF/HF DSC/DSC聴守受信機	DSC-60	1台	空中線の撤去 無線通信卓ラック装備
④	無線方位測定機	TD-C358	1台	ループアンテナは維持 無線方位測定機は船保管
⑤	ファクシミリ受信機	FAX-215	2台	受信空中線として維持 機器廃棄処分
⑥	地上無線航法装置(ロランC)	JNA-761	1台	空中線の撤去 機器廃棄処分
⑦	船上通信装置(親機)	GX5403(FA)	1台	空中線の撤去 船内指令装置ラック装備
⑧	船上通信装置(子機)充電台含む	HX381UFA2S2	6台	機器・充電台廃棄処分

送信機能がある無線機器は、送信不可となるような対策を講じる。(電源ラインの取り外し等)